

移住要件チェックシート

申請時において、移住元要件と移住先要件の両方に該当 ※詳細は「移住・就業支援金の御案内」を参照ください。		
1 移住元 要件	<u>いずれか</u>に該当	
	☐ (1)ア 転入直前に連続して1年以上、かつ、転入直前の10年間のうち通算5年以上「東京23区内に在住」していた	☐ (1)イ 転入直前に連続して1年以上、かつ転入直前の10年間のうち通算5年以上「東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内の法人等へ雇用保険の被保険者として通勤」していた
	※通勤の期間については、移住の3か月前までを「1年」の起算点とすることができます。 ※東京圏（条件不利地域を除く）に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間（ただし、高等専門学校は2年を上限）も対象期間として加算可能です。	
	<u>全て</u>に該当	
2 移住先 要件	☐ (2)ア 反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない ☐ (2)イ 日本人、又は外国人(出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれか）で在留資格を有する ☐ (2)ウ 過去10年以内に、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））又はその前歴事業を活用した移住支援金を受給していない ☐ (2)エ 移住する直前に在住していた市区町村で、最近1か年の市区町村税を滞納していない ☐ (2)オ 清水町定住促進事業助成金交付要綱及び清水町三世帯同居支援事業助成金交付要綱に基づく交付決定を受けていない	
	☐ (1)イ 清水町に支援金の申請日から5年以上、継続して移住する意思がある	
	(2) 以下の就業（一般）・就業（専門人材）・テレワーク・関係人口・起業の<u>いずれか</u>に該当	
	就業 (一般)	<u>全て</u>に該当
	☐ ①ア 勤務地が東京圏以外の地域（条件不利地域を含む）に存在 ☐ イ 静岡県移住・就業支援金求人サイト等に掲載されている支援金対象求人に就業 ☐ ウ 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でない ☐ エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ申請時において当該中小企業等に在職している ☐ オ 求人が支援金の対象として掲載された日以降に求人への応募をした ☐ カ 就業した中小企業等に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある ☐ キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地変更ではなく新規の雇用である	

	就業 (専門人材)	全てに該当
		☐ ② プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して令和3年3月1日以降に就業した ☐ ア 勤務地が東京圏以外の地域(条件不利地域を含む)に存在する ☐ イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ申請時において在職している ☐ ウ 当該就業先に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある ☐ エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地変更ではなく新規の雇用である ☐ オ 離職することが前提でない
	テレワーク	全てに該当
		☐ ③ア 自己の意思による転入の上、清水町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う ☐ イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則、通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。 ☐ ウ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていない
	関係人口	☐ ④ア 転入前に移住相談を行い、かつ、移住する直前の3年間のうち、1回以上清水町にふるさと納税制度による寄附を行った
		いずれかに該当
		☐ イ (就業) 静岡県内の地域総合経済団体に属する事業所又は医療提供施設に無期雇用契約に基づいて新規就業した
☐ ウ (個人事業主) 清水町内で地域総合経済団体に属する個人事業の開業を行った ☐ エ (法人) 清水町内で新たに地域総合経済団体に属する法人の登記又は他の者が清水町内で行っていた事業を継承し、法人経営者となった ☐ オ 農林水産業に就職した		
起業	☐ ⑤ 静岡県が実施する地域創生起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること	
◆転入後1年以内に支援金を申請 ※ 支援金の申請は同一世帯で1回限り		



【交付金額について】

単身での移住	2人以上の世帯での移住
	全てに該当
	☐ ア 移住する前の在住地において、同一世帯に属していた ☐ イ 申請時において、同一世帯に属している ☐ ウ 世帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内である ☐ エ 世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない
	60万円

+

18歳未満の世帯員がいる場合
全てに該当
☐ 申請年度の4月1日時点において、18歳未満である ☐ 18歳未満の世帯の続柄が申請者から見て配偶者ではない
100万円／人（交付限度額：300万円／世帯）